

四日市市告示第 339 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

令和8年4月23日

四日市市長 森 智広

1. 発表事項

大字羽津乙地内における土壤汚染について

2. 発表内容

令和8年4月22日、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の4第1項に基づき、四日市市より大字羽津乙地内において土壤汚染を発見した旨の届出がありました。

届出者によると、大字羽津乙地内において、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所が三重橋の耐震補強・補修工事の終了に伴い、工事用道路の撤去を行うにあたり土壤調査を実施したところ、「砒素及びその化合物」が土壤溶出量基準を超過しました（地点は別紙参照）。

なお、工事用道路内では、過去に「砒素及びその化合物」の使用履歴はなく、土壤汚染の原因は不明です。

< 土壤調査結果（溶出量） >

物質名	最大検出濃度 （土壤溶出量基準の倍数）	土壤溶出量基準
砒素及びその化合物	0.011mg/L（1.1倍）	0.01mg/L

※汚染が発見された場所は現在、シート養生がされており、雨水浸透防止措置が講じられています。

3. 工事事業者における今後の対応

盛土を撤去し、発生土は汚染土壤として適切に処分します。

4. 四日市市の対応方針

- （1）4 月 24 日に現地確認を行います。
- （2）土壤汚染対策が適切に実施されるよう指導していきます。

5. 届出内容の問い合わせ

四日市市 都市整備部公園緑政課 電話：059-354-8197

[工事に関するお問い合わせ先]

工事事業者：国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所
道路管理第二課 電話：059-229-2222

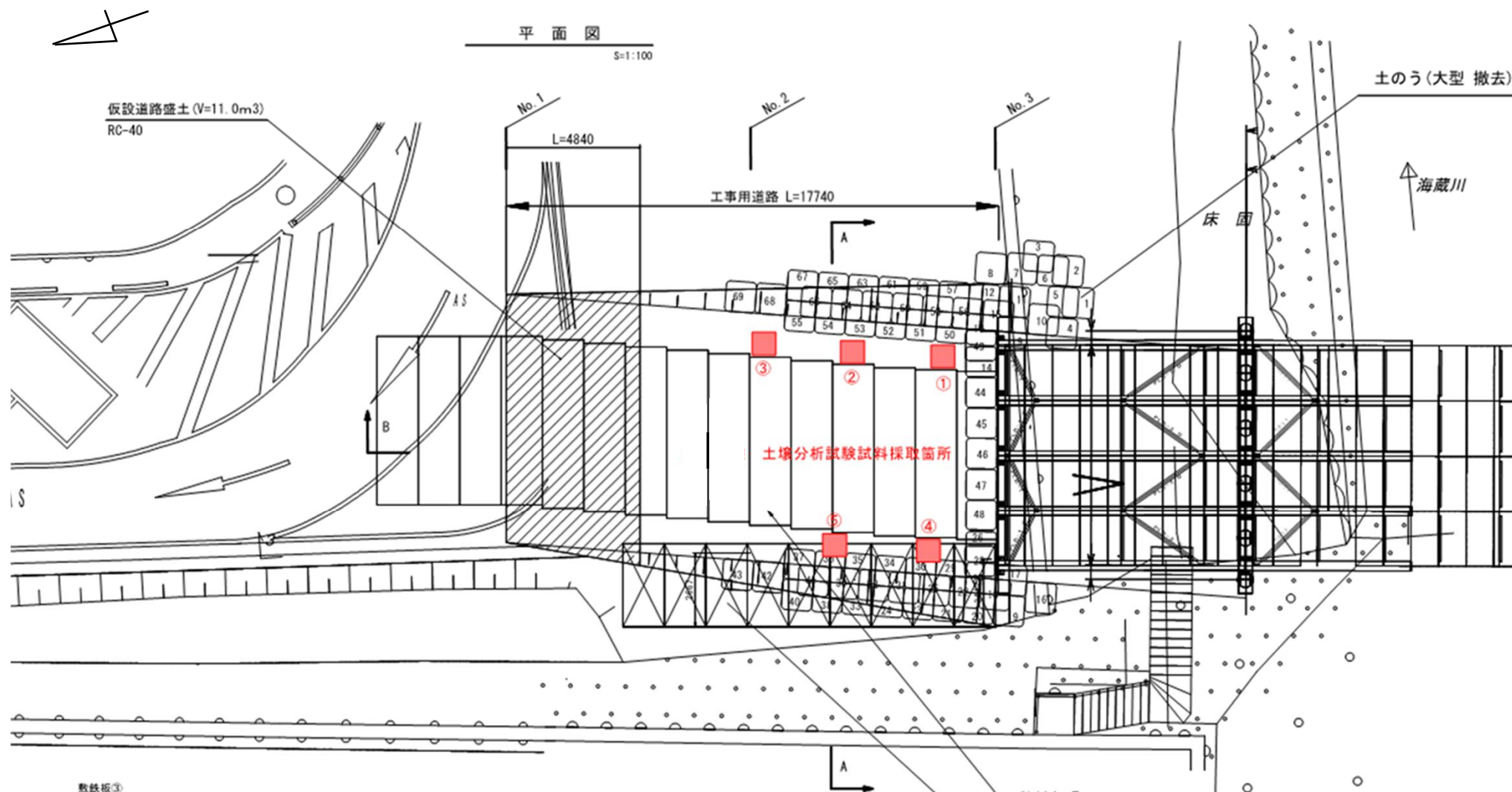
（環境部環境政策課）

位置図

別紙



三重橋 工事用道路工 平面図



汚染の状況

砒素及びその化合物
0.011mg/L
(基準値0.01mg/L)